

議案第2号

監査委員の選任について

本町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4年 3月 1日提出

令和 4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

（住 所） 員弁郡東員町大字筑紫558番地

（氏 名） 種村拓夫

（生年月日） 昭和31年6月17日

提案理由

本町監査委員近藤 貢氏は、令和4年3月31日辞任につき、後任を選任するについては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 2 号 代表監査委員の選任について

現在の代表監査委員 近藤貢氏が令和 4 年 3 月 31 日付で辞任することに伴い、後任に種村拓夫氏を選任したい。

略 歴

| | | |
|------|-----------------------------|-----------------------|
| 氏 名 | 種村 拓夫 | (たねむら たくお) |
| 住 所 | 東員町大字筑紫 5 5 8 番地 | |
| 生年月日 | 昭和 3 1 年 6 月 1 7 日 (6 5 歳) | |
| 性 別 | 男性 | |
| 職 歴 | 昭和 5 5 年 4 月 | 東員町農業共済組合 入職 |
| | 昭和 6 1 年 4 月 | 員弁郡農業共済組合 (三重県農業共済組合) |
| | 平成 1 2 年 4 月 | 桑員農業共済組合 (三重県農業共済組合) |
| | 平成 2 9 年 4 月 | 三重県農業共済組合 再任用 |
| | 令和 4 年 3 月 | 三重県農業共済組合 退職予定 |

議案第 3 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

本町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町城山 1 丁目 20 番 8

（氏 名） 脇 坂 和 子

（生年月日） 昭和 25 年 12 月 10 日

提案理由

本町固定資産評価審査委員会の委員脇坂和子氏は、令和 4 年 3 月 21 日任期満了につき、後任を選任するについては、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

現在東員町に置かれている3名の固定資産評価審査委員のうち脇坂和子氏は、令和4年3月21日で任期満了を迎えるが、固定資産評価審査委員として再任したい。

略 歴

| | |
|------|------------------------------|
| 氏 名 | 脇坂 和子 (わきさか かずこ) |
| 住 所 | 東員町城山1丁目20番8 |
| 生年月日 | 昭和25年12月10日 (71歳) |
| 性 別 | 女性 |
| 職 歴 | 昭和46年 4月 財団法人若竹の園保育園 採用 |
| | 昭和53年 9月 財団法人若竹の園保育園 退職 |
| | 平成 3年 4月 東員町臨時職員 (いなべ保育園) 採用 |
| | 平成 7年 3月 東員町臨時職員 (いなべ保育園) 退職 |
| | 平成 7年 4月 医療法人康誠会 採用 |
| | 平成28年 3月～ 東員町固定資産評価審査委員会委員 |

議案第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

本町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年 3月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

（住所） 員弁郡東員町大字山田2074番地4

（氏名） 幸田統子

（生年月日） 昭和38年1月24日

提案理由

本町固定資産評価審査委員会の委員 種村拓夫氏は、令和4年3月31日辞任につき、後任を選任するについては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

現在東員町に置かれている 3 名の固定資産評価審査委員のうち、種村拓夫氏が令和 4 年 3 月 31 日付で辞任することに伴い、後任に幸田統子氏を選任したい。

略 歴

氏 名 幸田 統子 (こうだ もとこ)

住 所 東員町大字山田 2 0 7 4 番地 4

生年月日 昭和 3 8 年 1 月 2 4 日 (5 9 歳)

性 別 女性

職 歴 昭和 5 8 年 4 月 大和団地(株)名古屋支店 採用

昭和 6 0 年 3 月 大和団地(株)名古屋支店 退職

平成 1 3 年 1 0 月 松の会 (事務局) 採用

平成 1 8 年 4 月 松の会 (事務局) 退職

平成 1 8 年 4 月 いなべ市教育委員会 (非常勤職員) 採用

現在に至る

議案第 5 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸付けることについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

1 無償貸付財産

所在 員弁郡東員町大字筑紫字金田 830 番 1 ほか 173 筆

面積 42,255.50 m²

2 無償貸付の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 無償貸付の相手方

四日市市富田三丁目 22 番 83 号

三岐鉄道株式会社

代表取締役社長 渡邊一陽

提案理由

財産の無償貸付については、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 号

東員町犯罪被害者等支援条例の制定について

東員町犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、本町における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺

族をいう。

- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 町民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われるひぼう誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 関係機関等 国、三重県その他の行政機関、犯罪被害者等支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。
- (8) 事業者 町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策の推進に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、再被害及び二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項の規定による支援を行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の給付)

第7条 町は、犯罪被害者等が、平穏な日常生活を再開することができるようにするため、犯罪被害者等の申請に基づき、支援金の給付を行うものとする。

2 支援金の給付に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第10条 町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発の促進)

第11条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、町民等の理解を深めるとともに、再被害及び二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報及び啓発に努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 町は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 町は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪等に起因する犯罪被害について適用する。

提案理由

東員町犯罪被害者等支援条例を制定するについては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 7 号

東員町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東員町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 3 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町議会委員会条例の一部を改正する条例

東員町議会委員会条例（昭和 6 3 年東員町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号イ中「環境防災課」を「みらい環境課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町議会委員会条例の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第7号 東員町議会委員会条例(昭和63年条例第12号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 7人</p> <p>ア 町民課の所管に関する事務</p> <p>イ <u>環境防災課</u>の所管に関する事務</p> <p>ウ 保険年金課の所管に関する事務</p> <p>エ 地域福祉課の所管に関する事務</p> <p>オ 子ども家庭課の所管に関する事務</p> <p>カ 健康長寿課の所管に関する事務</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 7人</p> <p>ア 町民課の所管に関する事務</p> <p>イ <u>みらい環境課</u>の所管に関する事務</p> <p>ウ 保険年金課の所管に関する事務</p> <p>エ 地域福祉課の所管に関する事務</p> <p>オ 子ども家庭課の所管に関する事務</p> <p>カ 健康長寿課の所管に関する事務</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> |

議案第 8 号

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定めるものとする。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東員町条例第 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を
「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に
改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）と
する。

第 1 9 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤
務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削
る。

第 2 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認
の取消事由）」を付する。

第 2 3 条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 2 5 条とし、同
条の前に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第 2 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 2 4 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第8号 東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の</p> |

末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 (略)

末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める

非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 (略)

第23条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第25条 (略)

議案第 9 号

東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町立保育所設置条例の一部を改正する条例

東員町立保育所設置条例（平成 1 0 年東員町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「1 9 6 人」を「2 1 5 人」に、「1 2 8 人」を「1 3 7 人」に、「9 4 人」を「1 0 6 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東員町立保育所設置条例の一部を改正するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第9号 東員町立保育所設置条例(平成10年東員町条例第12号)新旧対照表

| 現行 | | | 改正後（案） | | |
|---|-----------------|-------------|---|-----------------|-------------|
| （名称、位置及び定員） 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 | | | （名称、位置及び定員） 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 定員 | 名称 | 位置 | 定員 |
| 東員町立東員保育園 | 東員町大字六把野新田111番地 | <u>196人</u> | 東員町立東員保育園 | 東員町大字六把野新田111番地 | <u>215人</u> |
| 東員町立みなみ保育園 | 東員町大字長深690番地 | 116人 | 東員町立みなみ保育園 | 東員町大字長深690番地 | 116人 |
| 東員町立いなべ保育園 | 東員町大字大木1075番地 | <u>128人</u> | 東員町立いなべ保育園 | 東員町大字大木1075番地 | <u>137人</u> |
| 東員町立笹尾第一保育園 | 東員町笹尾西二丁目31番1 | 116人 | 東員町立笹尾第一保育園 | 東員町笹尾西二丁目31番1 | 116人 |
| 東員町立笹尾第二保育園 | 東員町笹尾東四丁目28番 | 116人 | 東員町立笹尾第二保育園 | 東員町笹尾東四丁目28番 | 116人 |
| 東員町立しろやま保育園 | 東員町城山一丁目44番 | <u>94人</u> | 東員町立しろやま保育園 | 東員町城山一丁目44番 | <u>106人</u> |

議案第10号

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年 3月 1日提出

令和4年 月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東員町国民健康保険条例（昭和35年東員村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第1号ウ中「法第81条の2第4項」を「法第81条の2第5項」に改め、同号エ中「法第81条の2第9項第2号」を「法第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6の2中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第2号中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第18条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「6

5万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の6又は第14条の6の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得

た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の6又は第14条の6の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東員町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

東員町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第10号 東員町国民健康保険条例(昭和35年条例第6号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの)に限り、県の国民健康保険に関する</p> | <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条及び第18条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの)に限り、県の国民健康保険に関する</p> |

特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(基礎賦課限度額)

を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。)は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条及び第18条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には63万円)とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、

「63万円」とあるのは「17万円」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と読み替えるものとする。

「65万円」とあるのは「17万円」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の6又は第14条の6の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げ

る額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の6又は第14条の6の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

議案第 1 1 号

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東員町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 2 年東員町条例第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金で
ある傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以
後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

東員町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方
自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第11号 東員町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年東員町条例第5号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> | <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |

議案第 22 号

監査委員の選任について

本町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

議会議員のうちから選任する者

（住 所）

（氏 名）

（生年月日） 昭和 年 月 日

提案理由

本町議会議員のうちから選任された監査委員三宅耕三氏は、都合により辞職したので、後任を選任するについては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 23 号

消防委員会の委員の選任について

本町消防委員会の委員に次の 3 名を選任したいから、東員町消防委員会条例（昭和 29 年東員村条例第 22 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

議会議員のうちから選任する者

（住 所）

（氏 名）

（生年月日） 昭和 年 月 日

（住 所）

（氏 名）

（生年月日） 昭和 年 月 日

（住 所）

（氏 名）

（生年月日） 昭和 年 月 日

提案理由

本町議会議員のうちから選任された消防委員会の委員大谷勝治氏、三林浩氏は、片松雅弘氏が都合により辞職したので、後任を選任するについては、東員町消防委員会条例第 5 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。